

賃貸人（甲）

日付 年 月 日

ジャックスリース株式会社 御中
<送信先FAX> 03-6327-5770

保証会社（乙） 株式会社ジャックス 御中

賃借人（以下、丙という）が貴社（以下、甲という）との間で締結しました下記リース契約（以下、原契約という）の中途解約（一部解約のほか、解約金の照会を含む。下記の1.の条項においても同じ）に関する一切の手続きを下記取扱店（以下、丁という）に委任します。

| | |
|---|------|
| 賃借人（丙） ※個人事業主様の場合には、屋号ではなく 代表者様の氏名・自宅住所・TELをご記入下さい。 | |
| 住所 | |
| 賃借人名 | 賃借人印 |
| TEL (固定電話または携帯) | 印 |

リース中途解約等に関する申入書

(リース中途解約等に係る委任状及び契約情報開示同意書を含む)

<ご依頼内容> いずれかにチェックをつけてください

| | |
|---------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 解約金照会(開示) | 解約の時期(解約金の支払意思を含む)が確定していない場合には、こちらを選択してください。中途解約を行う場合には、改めて「請求書作成(解約申入れ)」をご依頼ください。 |
| <input type="checkbox"/> 請求書作成(解約申入れ) | 中途解約を行う場合には、こちらを選択してください。こちらを選択した場合には、お支払期日までの解約金の支払が必要となります。 |

<ご依頼内容の詳細>

| | | |
|-----------------------|--|--|
| 契約内容 | 契約日 | 年 月 日 |
| | 契約番号 | |
| | リース物件 | |
| | 月額リース料(税込) | 円 |
| 解約月 | 月 | <ul style="list-style-type: none">・解約申入月の当月は解約できません。最短で翌月以降となります。・当月をご記入された場合や未記入の場合は、翌月でご回答します。・解約金の入金締めは解約月の末日です。・月額リース料最終引落日は解約月の27日となります。解約当月のリース料の入金確認ができない場合には解約手続きを中断致します。 |
| 解約方法 (どちらかにチェック) | <input type="checkbox"/> 全部解約 | <input type="checkbox"/> 一部解約(下記物件のみ) 解約方法が未記入の場合は全部解約とさせていただきます。 |
| 物件処理方法 (いずれかにチェック) | <input type="checkbox"/> ①返還 <input type="checkbox"/> ②買取 <input type="checkbox"/> ③処分 | ご記入頂いた物件処理方法に従って請求書送付時に物件処理の書面をお送りいたします。 物件の返却費用は賃借人(丙)のご負担となります。 |

取扱店（丁）記入欄

| | | |
|---------|---------|------|
| 取扱店名（丁） | | 取扱店印 |
| 住所 | 〒 | 会社印 |
| 電話・FAX | TEL FAX | |
| 連絡先 | 担当者名 携帯 | |

1. 丙は原契約の中途解約に必要な丙の情報（丙の社名及び代表者名又は氏名、住所、電話番号、物件名、契約番号原契約の月額リース料、変更後の月額リース料、残回数、残額、残価、解約損害金等）を甲が丁に開示し、丁がこれらの情報をリース解約手続きのために利用することに同意します。
2. 丙はリース解約に関し、請求書作成（解約申入れ）依頼を行い、かつ、甲が当該申入れを承諾した場合には、約定に従い甲の「リース中途解約金計算書」に基づく解約損害金請求額を支払期限までに甲の指定口座あてに振込みします。
3. 一部解約の場合、解約物件を除いた他の物件については、原契約が何らの変更なく従前通り存続するものとし、甲及び丙は、この存続する原契約については、「リース中途解約金計算書（同書備考欄の一部解約後のリース料含む）」に記載にされた内容の通り同意し、支払います。
4. 丙は本書に基づいたリース解約処理について、物件処分に係る書面の返送が丙及び丁より為されない場合であっても、解約に関する入金及びリース物件の返還が為された場合には、丙が解約に同意したものとし、甲が中途解約に係る処理をすることに同意します。

【お問い合わせ先】 ジャックスリース株式会社

東京都品川区東品川4丁目12番1号 17F

2022年9月版

TEL：(東京)03-6327-2208

貸貸人（甲）

日付 2022 年 9 月 5 日

ジャックス株式会社 御中
ご記入見本 6327-5770

借借人（丙）
※個人事業主様の場合には、屋号ではなく
代表者様の氏名・自宅住所・TELをご記入下さい。

住所 東京都渋谷区恵比寿1-1-1 Bビル5F

借借人名 株式会社見本商事

TEL 03-1234-1234
(固定電話または携帯)

借借人印
株式会社見本商事

保証会社（乙） 株式会社ジャックス 御中

借借人（以下、丙という）が貴社（以下、甲という）との間で締結しました下記リース契約（以下、原契約という）の中途解約（一部解約のほか、解約金の照会を含む。下記の1.の条項においても同じ）に関する一切の手続きを下記取扱店（以下、丁という）にてお願いいたします。

かならずどちらか
をお選びください。

リース中途解約等に関する申入書

（リース中途解約等に係る委任状及び契約情報開示同意書を含む）

<ご依頼内容> いずれかにチェックをつけてください

| | |
|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 解約金照会（開示） | 解約の時期（解約金の支払意思を含む）が確定していない場合には、こちらを選択してください。中途解約を行う場合には、改めて「請求書作成（解約申入れ）」をご依頼ください。 |
| <input type="checkbox"/> 請求書作成（解約申入れ） | 中途解約を行う場合には、こちらを選択してください。こちらを選択した場合には、お支払期日までの解約金の支払が必要となります。 |

<ご依頼内容の詳細>

複数物件の契約時は物件名
をすべてご記入ください。

| | | | |
|-----------------------|---|--|-----------------------------|
| 契約内容 | 契約日 | 2018年7月25日 | |
| | 契約番号 | 0886201234567 | |
| | リース物件 | 複合機 | |
| | 月額リース料（税込） | 21,600円 | |
| 解約月 | 10月 | ・解約月の翌月以降に解約できません。最短で翌月以降となります。 ・解約月の翌月以降に解約する場合は、翌月でご回答します。 ・解約月の末日です。 ・解約月の27日は解約月の27日となります。解約当月のリース料は解約月の27日以前に支払済みである場合は解約手続きを中断致します。 | |
| 解約方法 （どちらかにチェック） | <input checked="" type="checkbox"/> 全部解約 | <input type="checkbox"/> 一部解約（下記物件のみ） | 解約方法が未記入の場合は全部解約とさせていただきます。 |
| 物件処理方法 （いずれかにチェック） | <input checked="" type="checkbox"/> ①返還 <input type="checkbox"/> ②買取 <input type="checkbox"/> ③処分 | ご記入頂いた物件処理方法に従って請求書送付時に物件処理の書面をお送りいたします。物件の返却費用は借借人（丙）のご負担となります。 | |

取扱店（丁） 記入欄

| | | | |
|---------|----------------------------|------------------|----------------|
| 取扱店名（丁） | 株式会社〇〇 △△営業所 | | 取扱店印 株式会社〇〇 |
| 住所 | 〒111-2222 神奈川県横浜市西区◇◇1-2-3 | | |
| 電話・FAX | TEL 045-123-1234 | FAX 045-123-1235 | |
| 連絡先 | 担当者名 ■■■ | 携帯 090-1234-5678 | |

FAXでのご回答となります。FAX番号をお忘れなくご記入ください。

- 丙は原契約の中途解約に必要な丙の情報（丙の社名及び代表者名又は氏名、住所、電話番号、物件名、契約番号原契約の月額リース料、変更後の月額リース料、残回数、残価、残価、解約損害金等）を甲が丁に開示し、丁がこれらの情報をリース解約手続きのために利用することに同意します。
- 丙はリース解約に関し、請求書作成（解約申入れ）依頼を行い、かつ、甲が当該申入れを承諾した場合には、約定に従い甲の「リース中途解約金計算書」に基づく解約損害金請求額を支払期限までに甲の指定口座あてに振込みします。
- 一部解約の場合、解約物件を除いた他の物件については、原契約が何らの変更なく従前通り存続するものとし、甲及び丙は、この存続する原契約については、「リース中途解約金計算書（同書備考欄の一部解約後のリース料含む）」に記載にされた内容の通り同意し、支払います。
- 丙は本書に基づいたリース解約処理について、物件処分に係る書面の返送が丙及び丁より為されない場合であっても、解約に関する入金及びリース物件の返還が為された場合には、丙が解約に同意したものとし、甲が中途解約に係る処理をすることに同意します。

【お問い合わせ先】 ジャックスリース株式会社

東京都品川区東品川4丁目12番1号 17F

2022年9月版

TEL：（東京）03-6327-2208